

# 2013 年度日本英文学会中部支部総会

日時：2013 年 10 月 5 日（土）13:30-14:00

場所：椙山女学園大学星ヶ丘キャンパス文化情報学部メディア棟 G001 教室

## 報告事項

1. 2012.10-2013.9 までの活動の件(資料 1)
2. 役員異動の件
3. 2015 年度以降の事務局、2014・15 年度支部大会、2017 年度全国大会の件(資料 2)
4. 編集委員異動、『中部英文学』第 33 号の件(資料 3)
5. 『中部英文学』投稿規定改正の件(資料 4)
6. 2011-12 年度非会員支部大会研究発表、2013 年度非会員支部大会研究発表応募の件
7. 研究発表応募要領改正の件(資料 5)

## 審議事項

1. 支部規約改正の件(資料 6-7)
2. 理事選挙規定改定の件(資料 8-9)
3. 2012 年度支部決算、2013 年度支部予算の件(資料 10-11)
4. 編集委員会規定改正の件(資料 12)
5. 大会準備委員会の件(資料 13)
6. 中部支部学術振興基金の件(資料 14)
7. 中部優秀論文賞と中部新人優秀論文賞の件(資料 15)

資料 1

2012.10-2013.9 までの活動報告

2012.10.27-28 第 64 回支部大会(於南山大学)

理事選挙

2013.1 支部統合号 5 号刊行

2013.3 日本英文学会理事会、評議員会(3/31)

2013.4 事務局移転、役員異動(次頁参照)

支部 HP 移転とリニューアル

『中部英文学』33 号論文投稿締切(4/10)

役員任期に関して投票実施、従来通り 4.1-翌々年 3.31 までと決定

2013.5 『中部英文学』28-32 号(支部統合号 1-5 号)全執筆者の電子化可/不可確認

日本英文学会理事会、評議員会(5/24)

2013.6 支部大会研究発表受付締切(6/10)

2013.7 支部規約改正案、理事選挙規定改正案、大会準備委員会規定案、中部支部学術振興基金規約案、中部優秀論文賞・中部新人優秀論文賞規定原案、『中部英文学』投稿規定改正案作成

編集委員会会議(7/6)

支部代表評議員交代

2013.8 英文学会 HP 改善に関するアンケートを全会員対象に実施

2013.9 支部大会プログラム、プロシーディングス刊行

『中部英文学』33 号全執筆者電子化可確認

日本英文学会中部支部役員(2013年10月1日現在)

支部長

梅正行(中京大学)

副支部長

松本三枝子(愛知県立大学)

支部代表評議員

内田恵(静岡大学)

支部代表理事

梅正行(中京大学)

事務局長

武井暁子(中京大学)

事務局長補佐・HP担当

杉浦清文(中京大学)

書記

三上傑(中京大学)

監事

楚輪松人(金城学院大学)

理事(兼運営委員)

内田勝(岐阜大学)

内田恵(静岡大学)

川村亜樹(愛知大学)

鈴木達也(南山大学)

滝川睦(名古屋大学)

武井暁子(中京大学)

田中智之(名古屋大学)

梅正行(中京大学)

花崎美紀(信州大学)

平野順雄(椋山女学園大学)

松本三枝子(愛知県立大学)

宮地信弘(三重大学)

山本卓(金沢大学)

吉田江依子(名古屋工業大学)

運営委員

石川一久(愛知学院大学)

大村光弘(静岡大学)

大室剛志(名古屋大学)

澤田茂保(金沢大学)

水光雅則(名古屋外国語大学)

杉野健太郎(信州大学)

鈴木俊次(愛知学院大学)

楚輪松人(金城学院大学)

大工原ちなみ(富山大学)

館清隆(福井大学)

永瀬美智子(愛知大学)

中村正廣(愛知教育大学)

新妻明子(常葉大学短期大学部)

橋本恵(南山大学)

羽澄直子(名古屋女子大学)

平林美都子(愛知淑徳大学)

米山優子(静岡県立大学)

資料 2-1

中部支部事務局担当校

2020-21 岐阜大学+椋山女学園大学

2018-19 三重大学

2015-17 静岡大学+名古屋工業大学(2017年度 静岡大学全国大会開催)

2013-14 中京大学(現在の事務局)

2011-12 南山大学

2009-10 金沢大学

2005-08 信州大学

2001-04 愛知大学

1997-2000 愛知県立大学

1971-96 名古屋大学

## 資料 2-2

### 日本英文学会 中部支部大会

#### ・2013 年度日本英文学会中部支部役員の所属先（順不同）

中京大学・愛知県立大学・静岡大学・金城学院大学・岐阜大学・愛知大学・南山大学・  
名古屋大学・信州大学・椋山女学園大学・三重大学・金沢大学・名古屋工業大学・  
愛知学院大学・名古屋外国語大学・富山大学・福井大学・愛知教育大学・常葉大学短期大学部・  
名古屋女子大学・愛知淑徳大学・静岡県立大学

#### ・過去 20 年の大会開催校及びすでに決定済みの大会開催校

(2017 年 5 月 全国大会 静岡大学)

第 67 回	2015 年 10 月	愛知県	名古屋工業大学
第 66 回	2014 年 10 月	愛知県	中京大学
第 65 回	2013 年 10 月	愛知県	椋山女学園大学

-----

第 64 回	2012 年 10 月	愛知県	南山大学
第 63 回	2011 年 10 月	愛知県	名古屋大学
第 62 回	2010 年 10 月	石川県	金沢大学
第 61 回	2009 年 10 月	愛知県	愛知学院大学
第 60 回	2008 年 10 月	長野県	信州大学
第 59 回	2007 年 10 月	愛知県	愛知淑徳大学
第 58 回	2006 年 10 月	三重県	三重大学

(2006 年 5 月 全国大会 中京大学)

第 57 回	2005 年 10 月	愛知県	愛知大学
第 56 回	2004 年 10 月	長野県	信州大学
第 55 回	2003 年 10 月	愛知県	金城学院大学
第 54 回	2002 年 10 月	福井県	福井大学
第 53 回	2001 年 10 月	静岡県	静岡大学
第 52 回	2000 年 10 月	愛知県	愛知県立大学
第 51 回	1999 年 10 月	富山県	富山大学
第 50 回	1998 年 10 月	愛知県	名古屋大学
第 49 回	1997 年 10 月	愛知県	中京大学
第 48 回	1996 年 10 月	長野県	信州大学
第 47 回	1995 年 10 月	石川県	金沢大学

第 46 回 1994 年 10 月 静岡県 静岡精華短期大学

第 45 回 1993 年 10 月 岐阜県 岐阜大学

・過去 10 年 (+3 年) の開催校担当回数

担当回数：2 回

信州大学

担当回数：1 回

名古屋工業大学・中京大学(+2006 全国大会)・椋山女学園大学・南山大学・名古屋大学・金沢大学・  
愛知学院大学・愛知淑徳大学・三重大学・愛知大学・金城学院大学

担当回数：0 回

愛知県立大学・静岡大学(+2017 全国大会)・岐阜大学・名古屋外国語大学・富山大学・福井大学・  
愛知教育大学・常葉大学短期大学部・名古屋女子大学・静岡県立大学

・過去 20 年 (+3 年) の開催校担当回数

担当回数：3 回

信州大学

担当回数：2 回

名古屋大学・金沢大学・中京大学(+2006 全国大会)

担当回数：1 回

名古屋工業大学・椋山女学園大学・南山大学・愛知学院大学・愛知大学・三重大学・  
愛知淑徳大学・金城学院大学・福井大学・静岡大学(+2017 全国大会)・愛知県立大学・富山大学・  
静岡精華短期大学・岐阜大学

担当回数：0 回

名古屋外国語大学・愛知教育大学・常葉大学短期大学部・名古屋女子大学・静岡県立大学

資料 3-1

日本英文学会中部支部編集委員会 2013.4.1 現在

編集委員長：杉野 健太郎

副編集委員長：小原 文衛

書記：伊藤 洋子

旧委員 2012年度（2013年3月まで）任期満了

	【氏名】	【所属】	【専門分野】
[委員長]	内田 勝	岐阜大学	英文学（18世紀、小説）
[副委員長]	上原 早苗	名古屋大学	英文学（19世紀、小説）
[書記]	水野 江依子	名古屋工業大学	英語学（統語論）
	木全 滋	愛知県立大学	米文学（19世紀、文学と社会）
	森 貞	福井工業高等専門学校	英語学（認知言語学）

2010-13年度（2014年3月まで）

1.	大村 光弘	静岡大学	英語学（統語論、意味論）
2.	樗木 勇作	愛知淑徳大学	英語学（統語論、意味論）
3.	前田 満	愛知学院大学	英語学（語用論、意味論）

2011-14年度（2015年3月まで）

4.	伊藤 洋子	（前）愛知江南短期大学	英文学（シェイクスピア）
5.	小林 英里	成蹊大学	英文学（20世紀、小説）
6.	杉野 健太郎	信州大学	米文学（20世紀、小説）
7.	二村慎一	愛知淑徳大学	英語学（形態論）

（森貞氏の2012年度末での辞任に伴う交代、任期は2013-14年度）

2012-15年度（2016年3月まで）

8.	久保 拓也	金沢大学	米文学（小説）
9.	小原 文衛	金沢大学	米文学（小説、現代批評理論）
10.	野々村 咲子	岐阜工業高等専門学校	英文学（19世紀、小説）
11.	山田 晶子	愛知大学	英文学（20世紀、小説）

新委員 2013-16年度（2017年3月まで）

12.	石崎 保明	南山大学短期大学部	認知言語学・歴史言語学
13.	内海 智仁	岐阜大学	20世紀アイルランド文学
14.	木原 貴子	（前）名古屋女子大学	19世紀イギリス小説
15.	香ノ木 隆臣	岐阜県立看護大学	20世紀アメリカ南部文学

資料 3-2

『中部英文学』第 33 号

投稿件数 8: 掲載可 2、再審査 4、掲載不可 2

再審査 4: 掲載可 2、取り下げ 2

投稿論文掲載件数 4

特別寄稿 1 岩崎宗治氏

書評 3

2014 年度から論文賞審査のため、最終決定まで完全匿名審査

### 『中部英文学』投稿規定

『中部英文学』の投稿論文のために本規定を定める。なお、投稿論文以外の依頼原稿も本規定に概ね準ずることとする。

1. 投稿資格は、中部支部会員（準会員を含む）が有する。また、投稿時に当該年度の会費が納入済みであること。
2. 投稿論文は未発表のものであること。ただし、すでに口頭で発表し、その旨記載されている場合は審査の対象となり得る。
3. 投稿論文ファイルは電子メールにより事務局に送付すること。メールの「件名」は「投稿論文」とし、ファイルには論文タイトルの最初の 8 文字程度を用いたファイル名を付けること。4 のカヴァーレターファイルおよび当該年度の英文学会年会費支払いを証明できるファイル(例、振込票控、通帳の該当部分のコピー、英文学会年会費口座振替依頼書控等の jpeg か pdf ファイル) とともに送付すること。受領確認後、事務局から受領確認メールを送付する。提出後 3 日以内にそれが届かない場合は、投稿論文が事務局に届いていない可能性があるため、必ず再送信すること。締め切り日必着とする。
4. 投稿論文ファイルには論文執筆者の氏名、住所、所属、謝辞は一切記さず、これらは別のカヴァーレターテンプレートファイルにまとめて記し、投稿論文ファイルとともに電子メールにて提出する。ファイルには論文タイトルの最初の 8 文字程度を用いたファイル名を付けること。なお、略歴および総字数あるいは総語数をその別ファイルに明記し、和文原稿の場合には日本語の他に英語でも著者の氏名と論文の題目をつける。
5. 英文の論文は投稿前にネイティブ・スピーカーによるチェックを受けておくこと。
6. 書式上の注意等は以下とする。

**B5 判 2 段組み横書きとし、ページの余白は上下 20mm、左右 16mm とする。本文の和文フォントには MS 明朝、英文フォントには Times New Roman を使用し、ともにフォントサイズは 9 ポイントとする。原稿は原則として日本英文学会中部支部のホームページからダウンロードしたテンプレート（『中部英文学』投稿論文テンプレート）を用いて、ワード形式 (\*.doc または \*.docx) で作成すること。長さは和文の場合は総字数 14000 字以内、英文の場合は総語数 7000 語以内。ただし文末の文献は制限外とする。**

イ. 完成原稿では原則として脚注を用いるが、応募原稿の段階では、注を原稿の末尾にまとめてつけてもかまわない。

ロ. 引用文は和訳をつけない。

ハ. 外国人の人名、地名、書名などを日本語で表記する場合には、初出の箇所を丸カッコ内に原名を記す。なお、人名をすべてカタカナ表記する場合は、T・S・エリオット、F・スコット・フィッツジェラルドのように、中黒（・）を用いて表

記する。

ニ. その他の書式の細部については、*MLA Handbook for Writers of Research Papers*の最新版に従うものとする。ただし、英語学の論文は *The Linguistic Inquiry Style Sheet* の最新版に従う。

7. 投稿論文の採否は編集委員会が決定する。
8. ファイルは一切返却しない。
9. 投稿は会員一人、一論文とする。共著論文も一論文とみなす。
10. 校正は初校に限り、執筆者が行うこととするが、この際の訂正加筆は必ず植字上の誤りに関するもののみとし、内容に関する加筆訂正は認められない。
11. 日本英文学会は、『中部英文学』に掲載された論文等を電子化して公開する権利を有するものとする。

(2013年9月22日改訂)

## 資料 4-2

## 『中部英文学』投稿カバーレター フォーム

氏名 name	ローマ字ふりがな name pronunciation in Roman letters
正会員／準会員の別	正会員 / 準会員
生年月日 date of birth	年 月 日
投稿論文タイトル title	*日本語論文の場合は、英語タイトルも付加してください
住所 address	〒
e-mail アドレス	
電話・FAX phone & FAX number	
所属・職位 Affiliation and Status	*執筆者紹介に掲載されます。例 ○○大学○○学部准教授／テンプル大学芸術学部非常勤講師／ロンドン大学大学院修士課程
略歴 Brief CV	
論文総字数／語数 total number of characters / words	
謝辞 acknowledgement	

\* ご論文ファイルとともに、学会事務局まで送付をお願いします

## 資料 5-1

### 日本英文学会中部支部大会研究発表応募要領

#### 1. 会員資格

- (1)応募時に入会后 6 ヶ月以上経過した日本英文学会会員であること。
- (2)応募時に当該年度の英文学会年会費を支払い済みであること。

#### 2. 提出物

##### (1) 発表要旨

- a. フォーマット 横書き、A4 サイズの用紙、Word ファイル(doc, docx)
- b. 字数・語数 邦文 1,600-2,000 字以内 英文 800-1,000 語以内
- c. 書式 1 行目：発表タイトル  
2-3 行目：所属・職位・氏名  
4 行目以降：要旨  
使用フォントとポイント数：日本語 MS 明朝、英語 Century, それぞれ 10.5pt  
ページレイアウト：40 字×30 行

##### (2) プログラム掲載用要旨

- a. フォーマット 横書き、A4 サイズの用紙、Word ファイル(doc, docx)
- b. 字数・語数 邦文 400 字以内 英文 200 語以内
- c. 書式 1 行目：発表タイトル  
2-3 行目：所属・職位・氏名  
4 行目以降：要旨  
使用フォントとポイント数：日本語 MS 明朝、英語 Century, それぞれ 10.5pt  
ページレイアウト：40 字×30 行

##### (3) 応募者プロフィール

支部 HP から所定の用紙をダウンロードして記入したもの。

- (4)当該年度の英文学会年会費支払いを証明できるもの 1 点(例、振込票控、通帳の該当部分のコピー、英文学会年会費口座振替控等)を jpeg か pdf ファイルにしたもの。

#### 2. 応募先

日本英文学会中部支部事務局 (chubu△elsj.org, △を@に変えること)

#### 3. 締切

毎年 5/31 必着

#### 4. 注意事項

- (1)研究発表内容は発表日時点で未発表のものに限る。
- (2)応募書類の提出はメール送信で行うこと。プリントアウトの郵送は不可とする。
- (3)メール件名は「中部支部大会研究発表応募」とする。
- (4)添付ファイル名はアルファベットと数字を使用し、わかりやすい名をつけること。
- (5)字数・語数、締切厳守のこと。
- (6)応募時記載の発表使用言語、表題、副題、使用機器の変更は不可とする。
- (7)パソコンは自分のものを持参すること。MacPC 使用の場合は変換用アダプターもしくは専用ケーブルも持参すること。
- (8)応募書類送信後 3 日以内に事務局から受領通知が届かない場合、書類を再送すること。
- (9)採否は 6/30 までにメールにて連絡する。

## 日本英文学会中部支部研究発表応募者プロフィール

年号は西暦使用のこと

氏名	ふりがな
正会員として 所属する支部	
日本英文学会 入会年月	年 月
発表タイトル (副題もあれば記入のこと)	
使用言語	
*使用機器の 有無(有の場合種別を記入)	
住所	〒
E-mail(必ず 記入)	
電話・FAX	
所属・職位	
略歴(大学卒業以降から現在まで)	
主要業績(3件 まで記入)	

\*会場校の都合で機器使用がご希望に添えないこともあります。

## 資料 6

### 日本英文学会中部支部規約

#### 第1章 総則

第1条 本会は日本英文学会中部支部と称する。

#### 第2章 目的および事業

第2条 本会は英語、英米文学研究ならびに英語教育の振興をはかり、あわせて会員相互間および国内外の学会との交流をはかることを目的とする。

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 年次大会の開催
2. 日本英文学会発行の支部統合号における支部担当分(『中部英文学』)の編集
3. 講演会、研究会の開催
4. 同種その他機関との連絡
5. その他本会の目的達成に必要な事業

#### 第3章 会員

第4条 本会の正会員は次のいずれかに該当する者とする。

1. 日本英文学会会員のうち、愛知、石川、岐阜、静岡、富山、長野、福井、三重の各県下の大学(短期大学を含む)その他の教育もしくは研究機関に属し、英語、英語圏文学、英語教育の研究または教育活動に従事する者、ないしはその経験を有する者。
2. その他、前号の区域に居住もしくは勤務する者で日本英文学会が所属を認めた者。

第5条 第4条第1号における八県下の教育機関に所属する大学院生は本会入会時に日本英文学会会員の推薦を受け、学生会員として登録可とする。

第6条 本会の準会員は日本英文学会会員のうち、北海道、東北、関東、関西、中国四国、九州支部のいずれかの正会員で本会にも所属を希望する者(学生会員を含む)とする。

第7条 日本英文学会会員は本会大会に参加と発表をすることができる。但し本会による招聘者には本条は適用されない。

第8条 本会正会員と準会員は『中部英文学』に投稿できる。投稿規定は別途定める。

第9条 会員は所定の会費を納入しなければならない。

第10条 会費の滞納が2年を超えた場合、会員の資格を喪失する。その場合、未納金の支払い義務は残るものとする。

第11条 日本英文学会に所属しない者は当日会費1000円を支払うことにより、本会大会に参加することができる。但し本会による招聘者には本条は適用されない。

#### 第4章 役員

- 第12条 本会には次の役員を置く。
1. 支部長 1 名
  2. 副支部長 1 名
  3. 事務局長 1 名
  4. 監事 1 名
  5. 理事 15 名程度
  6. 運営委員 20 名程度
- 第13条 全ての役員は本会正会員でなければならない。
- 第14条 支部長は支部を代表し、会務を統轄する。
- 第15条 副支部長は支部長を補佐し、支部長がその任務を遂行できないときにはこれに代わる。
- 第16条 事務局長は理事会および拡大理事会の決定に従い、支部運営上の実務業務を行う。
- 第17条 監事は会計を監査する。監事は運営委員を兼ねる。
- 第18条 支部長は理事会において選出される。任期は 1 期 2 年、連続 2 期までとする。
- 第19条 副支部長、事務局長、監事は支部長が委嘱し、理事会の承認を受ける。任期は 1 期 2 年、連続 2 期までとする。
- 第20条 理事は選挙を経て選出される。選挙規定は別途定める。
- 第21条 選挙で選出された理事はそれぞれの所属や専門等を考慮し、当選人数の半数を上回らない数の人員を推薦理事として選出することができる。
- 第22条 理事には支部長と副支部長と事務局長が含まなければならない。
- 第23条 理事の中から互選によって、支部代表理事と支部代表評議員を選出する。
- 第24条 理事の任期は 2 年とする。
- 第25条 理事は運営委員を兼ねる。
- 第26条 運営委員は理事の補佐を業務とし、大会準備委員もしくは『中部英文学』編集委員を兼ねる。
- 第27条 選挙による理事選出の後、理事の所属大学や専門など考慮し、理事会が運営委員を選出する。
- 第28条 運営委員の任期は 2 年とし、連続 2 期までとする。

## 第5章 運営体制

- 第29条 本会の運営にあたっては理事会を置く。
- 第30条 年次大会開催時に拡大理事会を開催する。
- 第31条 次の議決事項は総会に報告し承認を得なければならない。
1. 役員人事
  2. 予算および決算
  3. 規約施行及び改正
  4. 事業計画
  5. その他、理事会及び拡大理事会において必要と認めた事項

## 第6章 理事会

- 第32条 理事会は第20条及び第21条に定める理事によって構成される。
- 第33条 理事会は役員人事、予算及び決算、規約・規定創案及び改正、事業計画等、本会の運営に関わる事項を審議・決定する。
- 第34条 支部長が必要と認めた時及び理事会構成員の3分の1以上からの請求があった時、適当な方法をもって理事会を招集する。
- 第35条 理事会招集時には理事にあらかじめ議題を示さなければならない。
- 第36条 理事会の形態は対面及びメール会議を可とする。
- 第37条 理事会の議事は理事(委任状を含む)の過半数をもって決する。
- 第38条 当会規約、理事選挙規定、学術振興基金規定の議決については別途定める。

#### 第7章 拡大理事会

- 第39条 拡大理事会は理事と運営委員によって構成される。
- 第40条 拡大理事会は主として本会の現状及び将来計画を審議する。
- 第41条 拡大理事会は適当な方法をもって招集する。
- 第42条 拡大理事会招集時には理事と運営委員にあらかじめ議題を示さなければならない。
- 第43条 拡大理事会の議事は理事及び運営委員(委任状を含む)の過半数をもって決する。

#### 第8章 事務局

- 第44条 事務局は理事会において設置校を選出し、事務局長1名、事務局長補佐若干名、書記若干名をもって組織する。
- 第45条 事務局長は事務局を代表し、業務を統括する。
- 第46条 事務局長補佐は事務局長を補佐し、事務局長がその任務を遂行できないときには代行する。
- 第47条 書記は会議議事を記録し、構成員の承認を受ける。
- 第48条 事務局長補佐と書記は支部長又は事務局長が委嘱し、理事会の承認を受ける。

#### 第9章 会計

- 第49条 本会の運営資金は日本英文学会からの支援金、年会費、寄付金その他の収入をもって支弁する。
- 第50条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第51条 本会の収支決算は監事の監査を受け、総会に報告し承認を得なければならない。

#### 第10章 規約改定

- 第52条 本規約改定は理事と総会出席者のそれぞれ3分の2の賛成を得なければならない。

#### 附則

- 第53条 本会大会準備委員会については別途定める。
- 第54条 『中部英文学』編集委員会については別途定める。
- 第55条 本会には名誉会員を置くことができる。名誉会員の推薦は理事会が行う。

第56条 本規約は2010年4月1日から施行する。

第57条 2010年10月16日一部改定。

第58条 2013年10月5日一部改定。

#### 補足事項

##### 第3章第10条について

- ・日本英文学会規約に準じる。

##### 第4章第18条について

- ・支部長の選出については、理事会は該当する年度の事務局設置予定校と協議し、次期事務局の意向に十分な配慮をしなければならない。

##### 第4章第19条について

- ・副支部長、事務局長の選出については、支部長は任期年度の事務局設置予定校と協議し、次期事務局の意向に十分な配慮をしなければならない。

##### 第4章第23条について

- ・本会の理事から日本英文学会の支部代表理事と支部代表評議員を選出する。日本英文学会の理事の任期は2年、評議員の任期は4年。日本英文学会の役員の定年が65歳であるため、就任時の年齢を考慮して支部代表役員を選出しなければならない。

##### 第4章第26条について

- ・2013-14年度は移行準備期間とし、2015年4月1日から施行する。

##### 第4章第27条について

- ・新理事が旧理事と同じ所属校の場合、旧理事は理事と運営委員を退任する。
- ・新理事が旧理事と別の所属校の場合、旧理事に運営委員として留任を打診する。
- ・運営委員は特定の地域、機関に偏らないように配慮する。

##### 第4章第28条について

- ・2013-14年度は移行準備期間とし、2015年4月1日から施行する。

##### 第8章第44条について

- ・本会の従来を選出方法を踏襲する。

## 日本英文学会中部支部規約

### 第一章 総則

第一条 本会は日本英文学会中部支部と称する。

### 第二章 目的および事業

第二条 本会は、英語、英米文学研究ならびに英語教育の振興をはかり、あわせて会員相互間および国内外の学会との交流をはかることを目的とする。

第三条 本会は第二条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一、 支部大会の開催
- 二、 日本英文学会発行の支部統合号における支部担当分の編集
- 三、 講演会、研究会の開催
- 四、 同種その他機関との連絡
- 五、 その他本会の目的達成に必要な事業

### 第三章 会員

第四条 本会の会員資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一、 愛知、石川、岐阜、静岡、富山、長野、福井、三重の各県下の大学（短期大学を含む）その他の教育もしくは研究機関に属し、英語、英米文学の研究または教育活動に従事する者。
- 二、 英語、英米文学の研究者および大学院生で前号の区域内に居住する者。
- 三、 会員の紹介があり、本会の趣旨に賛同する者。

第五条 会員は原則として日本英文学会に所属しなければならない。

第六条 会員は所定の会費を納入しなければならない。

第七条 会費の滞納が2年を超えた場合、会員の資格を喪失する。その場合、未納金の支払い義務は残るものとする。

### 第四章 運営体制

第八条 本会の運営にあたっては、理事会と運営協議会を置く。

第九条 理事会は、本会の役員人事に関わる事項を審議・決定する。

第十条 運営協議会は理事会の業務を補佐し、役員人事を除いた諸事項を審議・決定する。

第十一条 理事会および運営協議会は通常支部大会開催時に開く。ただし支部長が必要と認めた時、それぞれの会の構成員の3分の1以上からの請求があった時には、臨機に該当する会を招集する。

第十二条 理事会および運営協議会はあらかじめ会議の議題を示し、郵便その他適当な方法をもって招集しなければならない。

第十三条 理事会および運営協議会の議事は出席者（委任状を含む）の過半数をもって決する。

第十四条 次の議決事項は、総会に報告し承認を得なければならない。

- 一、 予算（年会費等を含む）の決定
- 二、 事業計画
- 三、 規約改正
- 四、 役員人事
- 五、 その他、理事会および運営協議会において必要と認めた事項

## 第五章 理事会

- 第十五条 理事会は、別に定める選挙を経て選出された理事によって構成される。
- 第十六条 選挙で選出された理事は、それぞれの所属や専門等を考慮し、当選人数の五割を上回らない数の人員を推薦理事として選ぶことができる。
- 第十七条 理事には支部長と副支部長が含まなければならない。
- 第十八条 理事は互選によって、支部代表理事と支部代表評議員を選ぶ。
- 第十九条 理事の任期は2年とし、再任は選挙を経て行われる。

## 第六章 運営協議会

- 第二十条 運営協議会は理事と運営委員によって構成される。
- 第二十一条 運営委員は、第四条第一号における八県下の大学（短期大学を含む）の代表者とする。
- 第二十二条 運営委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

## 第七章 役員

- 第二十三条 本会には次の役員を置く。
- 支部長1名、副支部長1名、監事1名、理事若干名、運営委員若干名
- 第二十四条 全ての役員は本会の会員でなければならない。
- 第二十五条 支部長は支部を代表し会務を統轄する。
- 第二十六条 副支部長は支部長を補佐し、支部長がその任務を遂行できないときにはこれに代わる。
- 第二十七条 監事は会計を監査する。監事は運営委員を兼ねる。
- 第二十八条 支部長、副支部長、および監事は理事会において選出し、その任期は1期2年、連続2期までとする。

## 第八章 会計

- 第二十九条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもって支弁する。
- 第三十条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第三十一条 本会の収支決算は監事の監査を受け、総会に報告し承認を得なければならない。

## 第九章 事務局

- 第三十二条 事務局は、理事会および運営協議会の決定にしたがい、支部運営上の実務業務を行う。
- 第三十三条 事務局は運営協議会において設置校を選出し、事務局長1名、書記若干名をもって組織する。
- 第三十四条 事務局長と書記は支部長が委嘱する。

第三十五条 事務局長は運営委員を兼ねる。

#### 附則

第三十六条 支部大会準備委員会については別に定める。

第三十七条 『中部英文学』編集委員会については別に定める。編集委員長は運営委員を兼ねる。

第三十八条 支部には名誉会員を置くことができる。

第三十九条 この規約は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

第四十条 平成 22 年 10 月 16 日一部改定。

#### 補足事項

##### 第三章第五条について

- ・法人化により、原則として支部会員は本部会員であることが求められる。しかしながら、過去の経緯や現状を考慮し、当分の間「本部・支部会員」と「支部のみ会員」の二種類の会員の併存を許す。支部のみ会員は選挙権を持たないため、会の運営についての意見は直接事務局に申し出てもらうことで対応する。

##### 第三章第七条について

- ・日本英文学会の規約に準じる。

##### 第五章十五条について

- ・選挙によって選出される理事の数は 10 名とする。
- ・事前に理事立候補者を募り、候補者名簿を作成する。その後、選挙権を有する会員に候補者の信任を選挙で問う。
- ・理事に関しては、選挙権・被選挙権は本部・支部会員のみが持つ。
- ・選挙管理委員会は事務局に置き、事務局長が選挙管理委員長を務める。

##### 第五章十八条について

- ・支部の理事から日本英文学会の支部代表理事と支部代表評議員を選出する。日本英文学会の理事、評議員の任期はともに 2 年。日本英文学会の役員の定年が 65 歳であるため、年齢を考慮して（就任時 63 歳まで）支部代表役員を選出しなければならない。

##### 第六章二十条について

- ・運営協議会は 35 名程度（理事と運営委員の合計数）で組織する。

##### 第六章二十二条について

- ・選挙による理事選出の後、理事の所属大学や専門など考慮し、理事会と協議の上、支部長名で該当大学に運営委員の選出を依頼する。

第七章二十八条について

- ・支部長等の選出については、理事会は該当する年度の事務局設置予定校と協議し、次期事務局の意向に十分な配慮をしなければならない。

第九章三十三条について

- ・従来の中部支部の選出方法を踏襲する。

第九章三十五条について

- ・事務局長の選出については、支部長は任期年度の事務局設置予定校と協議し、次期事務局の意向に十分な配慮をしなければならない。

## 資料 8

### 日本英文学会中部支部理事選挙規定案

1. 本規定は日本英文学会中部支部における理事選出に関する規定である。
2. 選挙は2年ごとに行うものとする。
3. 選挙権・被選挙権は本会正会員に限定する。
4. 理事の選出人数は10名とする。
5. 理事は次年度開始時点において64歳未満とする。
7. 事務局はメールもしくは郵送で選挙人名簿と被選挙人名簿を本会年次大会2ヶ月前までに選挙人に送付する。
8. 選挙人は5名まで候補者を推薦することができる。自薦も可とする。
9. 本会年次大会1ヶ月前までに、推薦された候補者の中から上位15名を理事候補者として公示する。
10. 選挙人は9条に定める候補者の中から10名を投票用紙に記入し、本会年次大会10日前までに事務局に送付する。
11. 開票は本会年次大会1週間前までに行う。
12. 得票数上位10名までを当選とする。10位の得票者が同数いる場合は最年長の候補を当選とする。
13. 選挙管理委員会は本会事務局に置き、事務局長が選挙管理委員長、事務局長補佐、書記、監事が選挙管理委員を務める。
14. 事務局長が選挙管理委員長を務められない場合、事務局長補佐又は書記が代行する。
15. 監事が選挙管理委員を務められない場合、支部長が9条に定める候補者となっていない理事もしくは運営委員を選挙管理委員に任命する。
16. 本規定改定は理事と総会出席者のそれぞれ3分の2以上の賛成を得なければならない。

#### 附則

17. 本規定は2012年5月19日より施行する。
18. 2013年10月5日改定。

## 資料 9

### 日本英文学会中部支部 理事選挙規定

1. 本規定は日本英文学会中部支部における理事選出に関する規定である。
2. 選挙は2年ごとに行うものとする。
3. 選挙権・被選挙権は本会と支部の両方に所属する会員に限定する。
4. 理事の選出人数は10名とする。
5. 候補者は支部大会の一月前までに公示する。
6. 候補者は自薦もしくは他薦をもって選出される。
7. 投票日は支部大会初日とし、投票場所は大会会場に設ける。
8. 投票は信任投票とし、総投票数にかかわらず信任票が不信任票を上回れば当選とする。
9. 選挙管理委員会は支部事務局に置き、事務局長が選挙管理委員長、監査が選挙管理委員をつとめる。

本規定は2012年5月19日より施行する。

## 日本英文学会中部支部決算報告書

自2012年 4月 1日至 2013年 3月31日

(円)

【収入】	金額
支部会費収入;434-0041	488,200
売上高(学会誌等売上);441	
臨時会費収入;432	
広告料収入;442	
受取利息;481	349
前受会費;309	
助成金収入;456	70,000
寄附金収入;471	
協賛金収入;443	25,000
大会行事預かり金収入;314	
雑収入;483	71,990
<b>当期収入合計</b>	<b>655,539</b>
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>1,240,919</b>
<b>収入合計</b>	<b>1,896,458</b>
【支出】	
[事業費]	
事業費学術刊行物印刷費;534-004	109,011
事業費学術刊行物郵送費;524-003	
事業費大会開催経費;550	35,924
事業費大会資料印刷費;534-002	78,323
事業費大会関係郵送費;524-001	
事業費大会旅費交通費;523-001	100,000
事業費大会準備会議経費;548-001	30,000
事業費大会資料編集費;532-001	
事業費講演料;539	100,000
事業費編集資料購入費;545	
事業費編集委員会旅費;523-002	68,500
事業費編集会議経費;548-002	13,650
事業費編集経費;532-002	
事業費研究奨励事業費;549-002	
事業費ホームページ運営費;521	
事業費会員名簿刊行費;534-004	
事業費支払手数料;541-001	
事業費雑給;512	84,400
<b>事業費計</b>	<b>619,808</b>
[管理費]	
理事評議員経費;563-001	
給料手当;552	50,000
賞与;553	
退職金;554-001	
管理費雑給;558	
地代家賃;579-001	
支払手数料;583-002	2,520
租税公課;582	
法人税等;671	
法定福利費;555	
水道光熱費;578	
諸会費;583-001	
交際費;587-001	
雑費;587-002	
消耗品費;574-002	
事務用品費;574-001	4,263
一般印刷費;576	
リース料;579-002	
リース料(保守点検料);579-002	
修繕費;575	
旅費交通費;564	
通信費郵便料金;565-001	60,150
通信費電話料金;565-002	
雑損失;587-003	
<b>管理費合計</b>	<b>116,933</b>
<b>当期支出合計</b>	<b>736,741</b>
<b>当期収支差額</b>	<b>-81,202</b>
<b>本部からの繰入額;667</b>	<b>600,000</b>
<b>大会行事預かり金(負債)</b>	<b>0</b>
<b>次期繰越収支差額</b>	<b>1,759,717</b>

現預金残高確認書

2013年3月31日時点での 中部 支部の現預金残高は以下のとおりです。

現金			16,633	円
預金	ゆうちょ	銀行 218 支店	1,743,084	円
預金		銀行 支店		円
預金		銀行 支店		円

平成25年4月19日

ご担当者 橋本 恵 

2013年4月19日

会計監査報告

日本英文学会中部支部の2012年度会計を監査致しました。  
証憑類、預金通帳を確認致しましたが、すべて適正に処理されていたことをご報告いたします。

監事	山田 幸代 
事務局長	William PURCELL 
事務局書記	橋本 恵 

## 日本英文学会中部支部予算

自2013年4月1日至2014年3月31日

(円)

【収入】	金額	摘要
支部会費収入	226,800	378人×600=226,800(会員数×600)
売上高(会誌等売上)		
臨時会費収入	35,000	書店協賛金
広告料収入		
受取利息	400	
助成金収入	50,000	大幸財団
寄附金収入		
雑収入		
大会行事預かり金	150,000	懇親会繰越金
<b>当期収入合計</b>	<b>462,200</b>	
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>1,762,217</b>	2013年度期首正味財産(含法人税、本部未収金)
<b>収入合計</b>	<b>2,224,417</b>	
【支出】		
[事業費]		
事業費学術刊行物印刷費534-004	110,000	支部統合号分担金
事業費学術刊行物郵送費524-003	500	岩崎宗治氏送付分
事業費大会開催経費550	50,000	支部大会経費
事業費大会関係印刷費534-002	145,100	支部大会プログラム+プロシーディングス分担金80,000、ポスター印刷費65,100
事業費大会関係郵送費524-001	15,000	大会出欠はがき、非英文学会会員講師へのプログラム+プロシーディングス郵送料、ポスター郵送料
事業費大会旅費交通費523-001	100,000	シンポ講師旅費+宿泊費
事業費大会準備会議経費548-001		
事業費講演料539	40,000	特別講師謝金
事業費編集消耗品費534-002		
事業費編集委員会旅費523-002		
事業費編集会議経費548-002		
事業費編集関係郵送費524-002		
事業費研究奨励事業費549-002		
事業費ホームページ運営費521		
事業費会員名簿刊行費534-004		
事業費支払手数料541-001		
事業費雑給512	80,000	支部大会学生アルバイト日当
<b>事業費計</b>	<b>540,600</b>	
[管理費]		
理事評議員経費563-001		
給料手当552		
管理費雑給558		
地代家賃579-001		
支払手数料583-002	3,000	
租税公課582		
雑費587-002	5,000	
消耗品費574-002	40,000	
事務用品費574-001	40,000	
一般印刷費576		
旅費交通費564		
通信費郵便料金565-001	20,000	
通信費電話料金565-002		
雑損失587-003		
<b>管理費合計</b>	<b>108,000</b>	
<b>当期支出合計</b>	<b>648,600</b>	
<b>当期収支差額</b>	<b>▲186,400</b>	
本部からの繰入(支部支援金)	740,000	5/20振込
<b>次期繰越収支差額</b>	<b>2,315,817</b>	

## 2012年度からの変更

1. 予算案、決算報告とも本部所定の収支計算書を応用
2. 書店協賛金は臨時会費の費目で管理。本部事務局の指示
3. 懇親会繰越金は大会行事預り金の費目で管理。本部事務局了解済み
4. 支部大会出欠確認はメアドを登録している会員にはメールで行う
5. 支部大会開催助成金は2014年度から開催年度初めに仮払金の費目で支出、大会終了後精算
6. 特別講師謝金10→5万円+交通費実費+宿泊費。交通費+宿泊費上限3万円。今年度は講師から謝金4万、宿泊費+交通費は自前での申し出に従う
7. 編集委員会旅費、昼食代、通信費は2013年度以降支給しない。編集委員会、投稿者、事務局間の連絡はメールで行う
8. 従来の口座に加え、中部支部学術振興基金口座と懇親会費用口座開設。本部事務局に連絡済み

資料 12

取り消し線=削除、下線=付加

『中部英文学』編集委員会規程

2003年10月18日制定

(設置)

第1条 日本英文学会中部支部規約附則第~~2-0~~5.4条により、日本英文学会中部支部（以下「支部」という。）に『中部英文学』編集委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的及び業務)

第2条 本委員会は、日本英文学会中部支部規約第4条第2号に定める『中部英文学』の刊行のために次の事業を行う。

- (1) 委員会の会議の開催
- (2) 『中部英文学』投稿論文の審査、投稿論文以外の執筆依頼
- (3) 『中部英文学』の編集及び刊行
- (4) 『中部英文学』の編集及び刊行に関する事項の審議
- (5) 優秀論文賞の選考
- ~~(5)(6)~~ その他本委員会が必要と定めする事業

(委員)

第3条 本委員会の委員の定数は~~1-5名~~1.6名以内とする。

- 2 委員は、本委員会において、~~あるいは支部委員から本委員会に対して推薦された候補者の中から~~会員のなかから適切な人材を選考し委嘱する。
- 3 委員は、就任時及び任期中は支部正会員でなければならない。また、任期中に委員の職務を続行できなくなった場合、あるいは転任のため他支部正会員かつ中部支部準会員になった場合等の対応は、本委員会で協議し決定する。
- 4 委員の任期は1期4年とし、連続して重任はできないものとする。
- 5 委員は委員会に出席し、第2条各号に定める事項に関する審議を行う。
- 6 委員会は、必要に応じてな場合は正会員から臨時委員を委嘱できるものとする。

(委員の専門分野)

第4条 委員の委嘱は、英米文学、英語学、英語教育及びこれらの関連分野の適切な比率を考慮して行う。

(委員会役員)

第5条 本委員会には、委員の互選により次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 書記 1名

(委員会役員の任期)

第6条 前条に定める委員会役員の任期は1期2年とし、重任はできないものとする。

(委員会役員の業務)

第7条 委員長は本委員会を統括し、委員会を招集する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等がある場合にはその代行をする。

3 書記は委員会の議事を記録し、必要に応じて委員長及び支部事務局長に提出する。

(委員会の招集会議と業務)

第8条 委員会は7月上旬に召集する。ただし、委員長が必要と認めた時には臨時に召集する。委員会の会議および業務は、電子的ならびにテレコミュニケーション的手段によっても行うことができることとする。

(2010年7月3日改訂)

(2013年〇月〇〇日改訂)

(設置)

第1条 日本英文学会中部支部規約附則第53条により、日本英文学会中部支部（以下「本会」という。）に大会準備委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(目的及び業務)

第2条 本委員会は本会規約第3条第1号に定める年次大会開催のために次の業務を行う。

- 1 研究発表者の決定
- 2 司会者の決定
- 3 研究発表スケジュールの決定
- 4 発表者、司会者、開催校、事務局との連絡
- 5 その他本委員会が必要と定める業務

(委員)

第3条 本委員会は本会規約第12条及び第25条に定める運営委員によって構成される。

- 2 委員の人数は10人程度とし、理事会の承認を受ける。
- 3 委員は本会正会員でなければならない。
- 4 委員の人選に際し、英語圏文学、英語学、英語教育及びこれらの関連分野の適切な比率を勘案する。
- 5 委員の任期は2年とし、連続2期までとする。

(委員会役員)

第4条 本委員会には次の役員を置く。

- 1 委員長 1名
- 2 副委員長 1名

(委員会役員を選出)

第5条 委員長は委員の互選により選出し、理事会の承認を受ける。

第6条 副委員長は委員長の指名もしくは委員の互選により選出し、理事会の承認を受ける。

(委員会役員の任期)

第7条 前条に定める委員会役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(委員会役員の業務)

第8条 委員長は本委員会を統括し、開催校、事務局と協力して業務を遂行する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合には代行する。

## 資料 14

### 日本英文学会中部支部学術振興基金規約

#### 第 1 条(名称)

本基金は日本英文学会中部支部学術振興基金と称する。

#### 第 2 条(目的)

本基金は『中部英文学』に投稿された最優秀論文に与えられる中部優秀論文賞ならびに中部新人優秀論文賞の賞金として使用することを目的とする。

#### 第 3 条(特別支出)

必要な場合、理事の 3 分の 2 以上の賛成を得て、本基金から通常の支部運営経費を支出できるものとする。

#### 第 4 条(管理)

本基金は日本英文学会中部支部事務局が管理する。

#### 第 5 条(会計)

本基金の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、年度末に監査を受ける。

#### 第 6 条(規約改定)

本規約改定は理事と総会出席者のそれぞれ 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

#### 附則

#### 第 7 条(規約施行)

本規約は 2013 年 10 月 5 日から施行する。

資料 15

日本英文学会中部支部『中部英文学』優秀論文賞規程

2013年7月22日制定

日本英文学会中部支部は、中部優秀論文賞ならびに中部新人優秀論文賞を制定する。

(賞の目的)

第1条 本賞は、会員による英米文学・英語学・英語教育研究を奨励するために設定する。

(賞の審査対象および授与)

第2条 『中部英文学』各号に掲載されたすべての投稿論文が自動的に本賞の審査の対象となり、傑出した論文に対して授与される。なお、中部新人優秀論文賞は当該年度において40歳以下の執筆者を対象とし、中部優秀論文賞は40歳を超える執筆者の論文を対象とする。

(賞金の授与)

第3条 受賞論文執筆者には賞金5万円が授与される。

(賞の選考と報告)

第4条 『中部英文学』編集委員会が選考を行い、事務局に報告することとする。